

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 6 月 27 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第20号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第16項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定および次項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。